

**第十一条** 法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第40条第一項及び第二項並びに中小企業団体の組織に関する法律第百条の十五第二項において準用する商法第四百八条ノ一第三項第二号の規定に基づく書面の交付等とする。

(電磁的記録による交付等)

**第十二条** 民間事業者等が、法第六条第一項の規定に基づき、前条に規定する書面の交付等に付して当該書面に係る電磁的記録に記録されていいる事項の交付等を行う場合は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機と接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

**第九条** 民間事業者等が（法第六条第一項の規定に基づき、前項に規定する書面の縦覧等に代えて）当該書面に係る電磁的記録に記載している事項の縦覧等を行う場合は、当該事項を民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)  
**第八条** 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等等は、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第三十九条第一項(中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条、中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項及び同条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む)、中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第三項(中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条及び中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む)及び中小企業団体の組織に関する法律第百条の十五第二項において読み替えて準用する商法第四百八条ノ二第三項第一号の規定に基づく書面の縦覧等とする。(電磁的記録による縦覧等)

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第二百五十九号)の施行に伴い、及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第二百八十五号)第五条の二十三第三項において準用する中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第四十条第四項(中小企業団体の組織に関する法律第五条の二十三第四項において準用する中小企業等協同組合法第六十九条、中小企業団体の組織に関する法律第四十七条第二項及び同条第三項に

(施行期日)  
第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)  
第二条 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第二条** 民間事業者等が行ふ音信の供給等における情報通信の技術の利用に関する法律施行会議 第二条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。  
一 前条第一項各号に掲げる方法のうち民間事業者等が使用するもの  
二 ファイルへの記録の方式

（一）電磁的方法による承諾

前項各号に掲げる方法は、交付等の相手方が  
ファイルへの記録を出力することによる書面を作成する  
ことができるものでなければならぬ。  
（二）書面による承諾

口 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方の閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（法第六条第一項に規定する方法による交付等を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

において準用する場合を含む。)の規定に基づき  
中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部  
を改正する省令を次のように定める。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

○財務省、厚生労働省、経済産業省、令第四号  
この省令は、平成十七年四月一日から施行する。  
民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第一百四十九号）第三条第一項及び第四条第一項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を次のように定める。

**第一條の八の二** 法第五条の二十三第三項において準用する協同組合法第四十条第四項(法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十九条 法第四十七条第二項及び同条第三項において準用する協同組合法第六十九条において準用する場合を含む)の主務省令で定める電磁的記録は、電子計算機に備えられたファイル、ル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他のこれらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（昭和三十三年農林省、厚生省、通商産業省、令第一号）の大蔵省、運輸省、建設省を次のように改正する。  
（監事の意見書に係る電磁的記録）  
第一条の八の次に次の二条を加える。

厚生労働大臣	谷垣禎一
農林水産大臣	尾辻秀久
経済産業大臣	島村宣伸
国土交通大臣	中川昭一
	北側一雄

これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取つてできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもつて調製するファイルにより保存する方法

民間事業者等が、前項の規定に基づく電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で民間事業者等の使用に係る電子計算機その他の機器に表示及び書面を作成できなければならない。

は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二十九条及び第三十八条の規定に基づく書面の保存とする。  
（電磁的記録による保存）

